【目的】監査業務の品質を合理的に確保

品質管理の

方針と手続

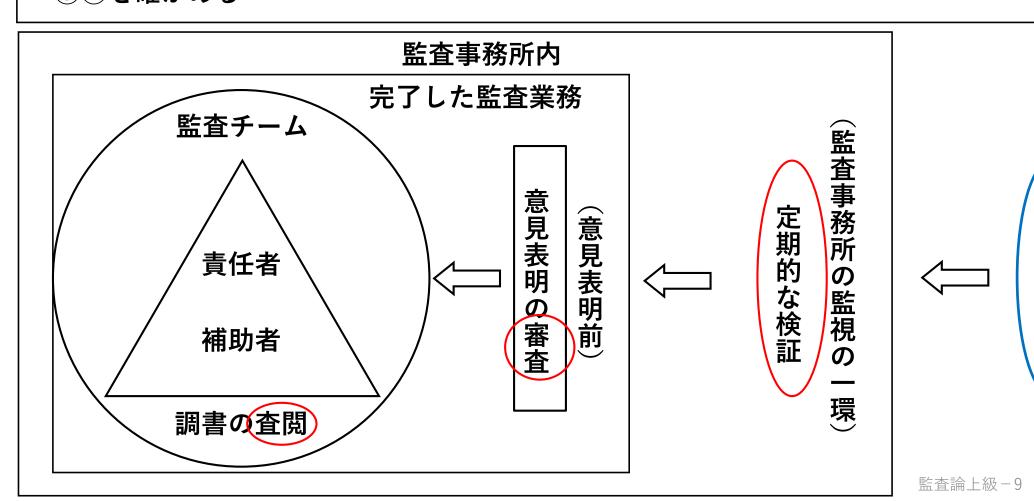
①基準及び法令等を遵守 ②適切なA/Rの発行

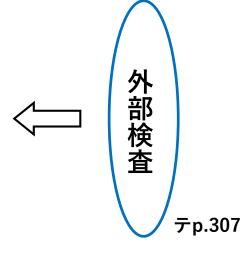
監査事務所

- ①定める
- 32を確かめる

監査業務(各監査チーム)

②従う



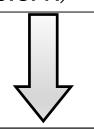


テp.196、307 3 < 監査の品質管理 >

公認会計士・監査審査会 (CPAAOB「金融庁」)



日本公認会計士協会 (JICPA)



■独立の政府機関のCPAAOBによるモニタリング制度

JICPAの自主規制を尊重しつつ、その限界を補完して監査業務の公正性・信頼性を確保するための措置

- ①JICPAによる品質管理レビューのモニタリング
- ②公認会計士等の処分に関する調査審議及び監督官庁への勧告
- ③公認会計士試験の実施に関する事務
- ④必要に応じて公認会計十等に対する立入検査

(実効性確保)JICPAへの業務改善命令、CPA等への業務改善指示

■JICPAによる品質管理レビュー制度

- ・監査事務所の品質管理基準への準拠状況をレビューする
- ・審査とは異なり、監査意見の形成そのものに介入しない

■上場会社監査事務所登録制度

社会的影響力の大きい上場会社を監査する事務所の品質管理体制を強化するために「上場会社監査事務所名簿」への登録を義務化し、品質管理体制に相当重要な疑念があると認められた場合には、登録を取り消し、制裁的に公開する。

監査事務所

①【監査事務所における品質管理】

- ・品質管理システムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証
- ・監査業務に係る審査

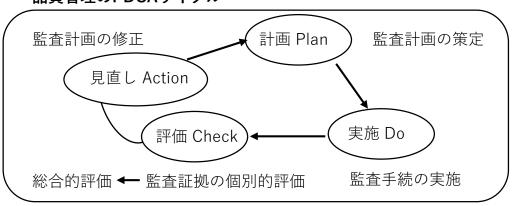
②監査チーム【監査業務における品質管理】



・監査責任者…意見表明の最終的な責任を負う ・監督機能を有する監査補助者…監査現場を指揮する ・監査補助者…与えられた職務を遂行する

調書の査閲

品質管理のPDCAサイクル

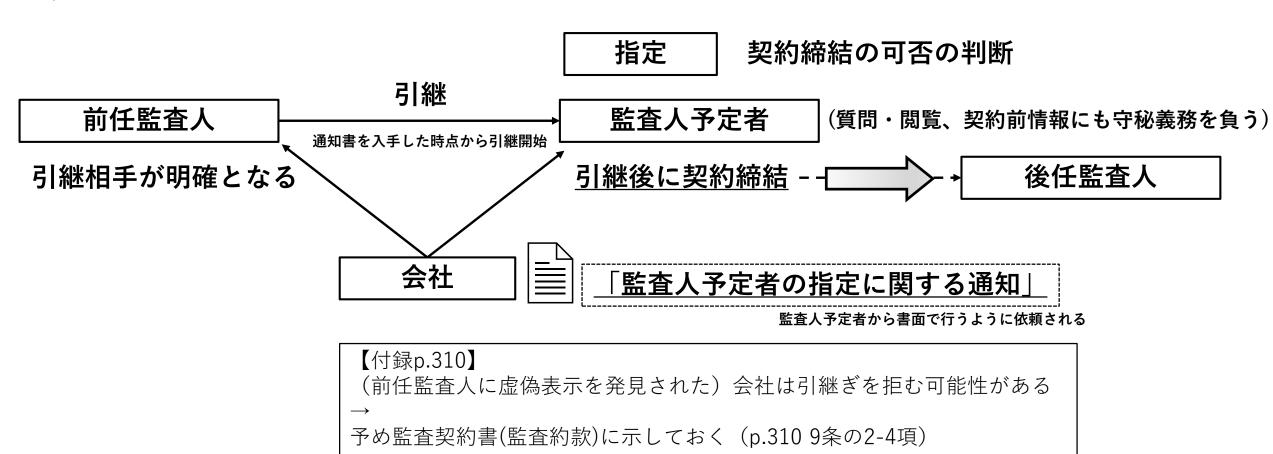


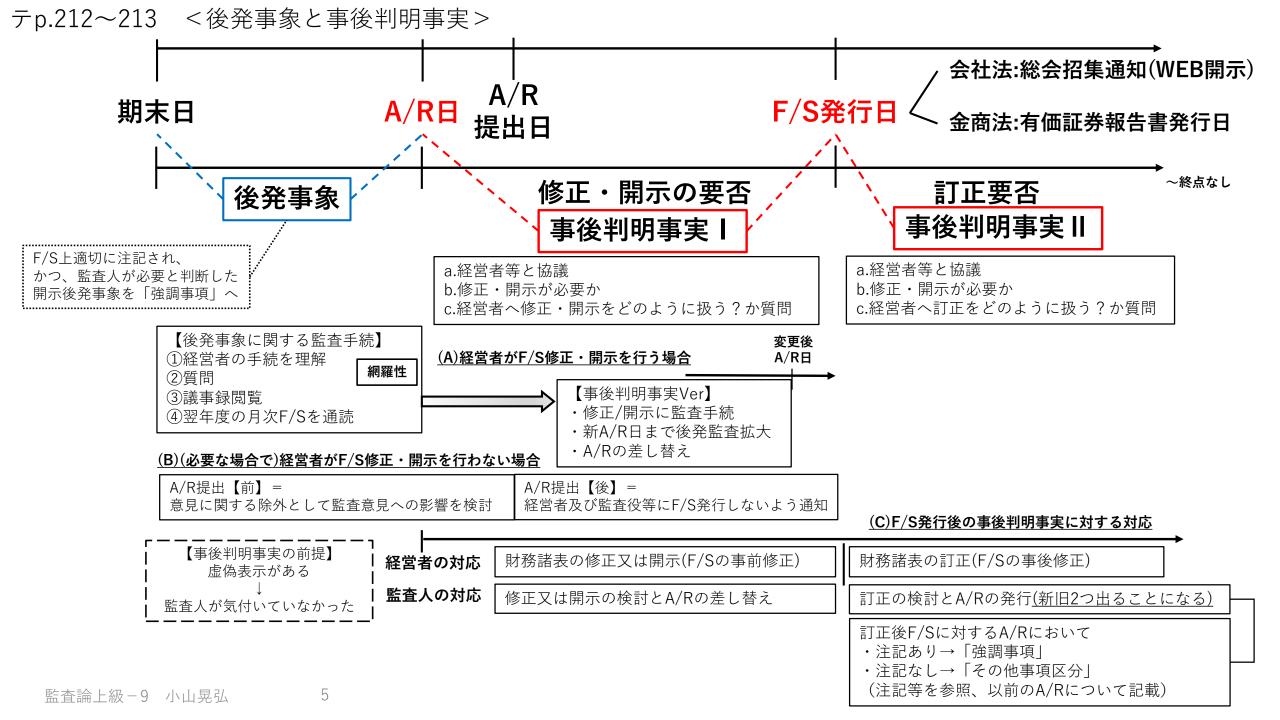
テp.198~210 <品質管理基準の通読>

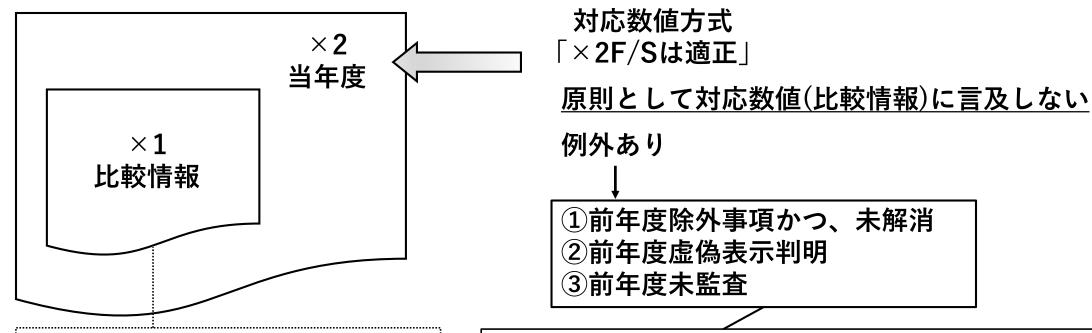
論点	監査事務所における品質管理(品基法-1)	監査業務における品質管理(監基報220)	
(1)品質管理に関する責任(第四)テ200	「定め」「整備及び運用する責任」「責任者を明確に」(注1).品1-17~18.	「方針及び手続に準拠…監査を実施する責任」220-7.	
(2)職業倫理及び独立性(第五)テ201	「定め」「確かめ」品1-19~24→独立性保持の方針及び手続(注2).品1-21.	「遵守」「補助者により遵守…確かめ」220-8~10	
(3)契約の新規の締結及び更新(第六)テ202	「定め」「…等を勘案し、適切な監査業務を実施…できるかを判断」品1-25~27	「従って…いることを確かめ」「重要な疑義…事務所に… 伝え」220-11~12	
(4)採用、教育・訓練、評価・選任(第七)テ204.	「定め」「実施者を確保」「実施者を選任」(注3) 品1-28~30	「補助者が…能力…独立性…、十分な時間を確保…を確かめ」220-13	
(5) 業務の実施(第八) 一監査業務の実施テ205 (注4)(注5)	「定め」「情報・技法を蓄積→伝達」「監督・査閲の方法」「調書…の記録·保存方法」 品1-31~32	「遵守」「補助者に…指示·監督」「監査調書の査閲」 220-14~16	
二 専門的な見解の問合せテ206	「定め」「確かめ」品1-33	「従い」「記録」「十分に検討…確かめ」220-17	
三 監査上の判断の相違テ206	「定め」「解決…を確かめ」「未解決→報告書発行不可」品1-42~43	「従って」「判断の相違を解決」220-21	
<u>四 審査 テ207</u>		品管基明記なし~審査は事務所サイドの問題も→220- 18~20	
	「定め」「確かめ」「日常的監視」「定期的な検証」「不備…が責任者等に伝えられ、 必要な措置…確かめる」「システムへの抵触等…情報に対処…『定め』『確かめ』」 品1-47~55	「不備が監査意見の適切な形成に影響を与えていない」 「必要な措置が…講じられたか…確かめる」 220-22	
(第十)監査事務所間の引継テ210	 「定め」「確かめ」「後任の監査事務所に…伝達」「前任…から引継」品1-59~60 	品管基明記なし~引継は事務所サイドの問題も→220-25	
(第十→)共同監査テ210	「他の監査事務所の品質管理のシステムが、本基準に準拠…を新規締結・更新…実施の資	過程において確かめる」品1-61、220-26	
(第十二)中間監査	本基準は、中間監査について準用する。		

- (注1)テ200*1*2参照。「最終的な責任;最高経営責任者(任命→)品質管理システム整備運用責任者|
- (注2)テ201*1参照。「独立性…確認書を少なくとも年に→度入手」(品1-23)。
- (注3)テ204下の①②③参照。適材適所の人的配分(監査チームの選任)が求められる(品1-29、220-13)。
- (注4)テ205*1参照(例えば、監査手続書(指示書)やチェックリスト等により具体的な監査業務の質が確保されることが多いと考えられる)。(品1-31(1)、A28)
- (注5)監査調書は、テ102~105参照(230関連規定にも注目)。なお、監査調書は監査業務の実施記録であり、その査閲(又は「審査(品1-11(10))」「定期的な検証(品1-11(1))」「外部検査(テ307)」でも調書を検討することがある)を通じて監査業務の問題点の改善が期待されるため、監査業務の質の確保に有益。また上記の他、品1-44~46、220-15~~16、23~24に監査調書に関する規定がある。

テp.211 <監査人の交代>







- ・×2F/Sの不可分の一部
- ・×2F/Sと関連付けて読まれる

<比較情報と監査報告>(C)テ213 監基報710各項

テ215(3) のとおり、対応数値方式の場合、原則として対応数値(当年度の財務諸表に不可分の一部) には言及しないが、例外的に以下の場合に言及することがある(710-9)。

テ215(3)	監基報	キーワード	解説(例)
1	710-10		比較情報に重要な虚偽や監査手続制約があり、それが未解消 であれば、それを含む当年度F/Sでも除外事項です。
2	710-11	「以前に無限定」「重要な虚偽」「修正再表示されていない」	比較情報に重要な虚偽が判明したため、それを含む当年度の F/Sに対しても除外事項とします。
3	710-13	前年田の財教学主が貯本されていたい (注)	対応数値が監査されていない旨を「その他の事項」区分に記 載します。

有価証券報告書

2期比較

EDINET提出書類 TAC株式会社(E05231) 有価証券報告書 ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】 (単位:千円) 当連結会計年度 前連結会計年度 (自 2017年4月1日 (自 2018年4月1日 至 2018年3月31日) 至 2019年3月31日) 売上高 20, 951, 466 20, 474, 965 ***1** 12, 376, 278 売上原価 ***1** 12, 333, 301 売上総利益 8,618,164 8,098,687 返品調整引当金戻入額 353, 500 413, 117 返品調整引当金繰入額 413, 117 505, 634 8, 558, 547 8,006,170 差引売上総利益 販売費及び一般管理費 *2 7, 724, 590 ***2** 7, 665, 403 営業利益 833, 957 340, 767

会社法計算書類

単年度開示 (比較情報はない)

第2 損益計算書

[記載例]

損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位:百万円)

科 目	金	金額	
売上高		×××	
││ 売上原価		×××	
売上総利益		×××	
販売費及び一般管理費		×××	
営業利益		xxx	
営業外収益			
受取利息及び配当金	×××		
その他	×××	×××	
営業外費用			
支払利息	×××		
その他	×××	×××	
経常利益		xxx	

<初年度監査の期首残高>(C) テ216 監基報510各項

継続監査であれば前年F/Sは自ら監査済ですが、初年度監査(510-3(1))の場合、期首残高の検証が必要です (「期首残高;510」と「比較情報;710」とは区別すること)。以下、テ216のまとめ。

監基報	キーワード	解説(例)	
510-4	「直近のF/S及び前任監査人のA/R」	除外事項があれば、リスク評価上、注目(テ216*1-510-8)	
	「期首残高」「重要な…虚偽表示」	例)期首棚卸資産過大→当期売上原価に影響あり(洗替処理を 想起すれば、他の例も想定できるでしょう)。	
	「十分かつ適切な監査証拠」		
	a)前年度…残高→「正しく繰り越し」	a)「前期末残高→当期首残高」、	
	b)期首残高…「適切な会計方針」	b)会計方針の継続適用はいずれも基礎知識。 これらに加えて、	
	c)以下のうち、一つ又は複数の手続	c)期首残高に関する監査証拠の入手が要求されている。	
	・「前任監査人の「監査調書の閲覧」	・実査、立会、確認等の調書関覧は有用(テ216*3、510A2)	
	・「当年度に実施」→「期首残高」	・期首売掛の回収チェック、期首買掛の支払チェック等 (510A4)	
	・「期首残高」一「特定の監査手続」	・期首を基準日として残高確認(510A5)	
510-6	「期首残高に…重要な…虚偽表示」	個々の状況に応じた追加の監査手続(報告、協議(前任監査人 を含め三者間協議を会社に求めるテ216*4)等)	